

第6回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和元年9月10日(金) 15時から16時50分
2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室
3. 出席委員 (18名)

井上 治康 会長	山口 弘行 委員
北原 康徳 会長代理	柿原 栄司 委員
税田 悟 委員	焼山 穂積 委員
内藤 茂正 委員	平山 文雄 委員
川波 康利 委員	平田 豊美 委員 (欠席)
田邊 直美 委員	神本 明彦 委員
山田 善悟 委員	倉掛 喜人 委員
柳 幸敏 委員	前田 政實 委員
段浦 眞由美 委員	矢野 榮 委員
熊本 福實 委員	

4. 付議事項

議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 議案第1号 令和元年9月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第4号 令和元年度秋季農作業協定標準賃金について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

前田 政實 委員、 矢野 榮 委員

7. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 徳永 理恵

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、令和元年度第6回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、14番 平田委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数19名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読みあげたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願ひします。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席お願ひします。</p> <p>次第2、会長あいさつでございます。会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名をいたします。17番 前田委員と18番 矢野委員にお願いします。</p>
事務局	<p>よろしくお願ひします。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号5を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申しあげます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

事務局	<p>(報告第2号 番号1～番号2を読みあげる)</p> <p>以上ご報告申しあげます。</p>
議長	<p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>議案第1号 令和元年9月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>議案第1号 令和元年9月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第1号 令和元年9月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書8ページをお開きください。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、9ページの調査書 番号1をご覧ください。</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。担当委員から説明をお願いします。</p>

3 番	<p>申請地を確認したところ植木が植わっており、どうするのかを譲受人に確認したところ、植木の所有者と話をしていないとの事ですので、処分していいかの確認をとられないと承認が出来ないと伝えてあります。土地の所有者と植木の所有者で話をし、どうするかの結論が出てから審議をした方が良くと思いますので、今回は保留にした方が良くと思います。</p>
議 長	<p>当事者で話をしてもらおうという事で、今回は保留にしたいと思います。 議案第2号の番号1に保留に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて保留にいたします。次にまいります。 議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図3ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、9ページの調査書 番号2をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第2号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。担当委員から説明をお願いします。</p>
1 3 番	<p>この申請地の上と下は譲受人の田んぼで、水の流れとかの関係で購入を希望されています。</p>
議 長	<p>他に、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書10ページをお開きください。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 隣接する東小田〇〇番地〇で建築業を営む申請人は敷地が手狭となっており、資材置場及び従業員車輛、業務用車両駐車場が不足しており、事業に支障をきたしている為、申請地の畑869㎡を造成する計画となっています。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がり、概</p>

	<p>ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。周辺地域に居所のある事業者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願いします。</p>
6番	<p>事務局からの説明の通りです。敷地が手狭になり車の置場がないとの事での申請です。前回工場を建てる時に一緒に申請をしたかっようですが、予算等の関係で今回の申請になっています。排水等は西側に側溝がありそちらに流すとの事です。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>雨水の排水とか全部計画されているようですので、よろしく審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>宅地建物取引業の譲受人は、申請地の畑969㎡を造成し、3区画の宅地分譲地として販売する目的での転用申請となっております。通常、宅地分譲のみの農地転用は許可されませんが、都市計画法に基づき指定された用途地域内にある農地で宅地建物取引業の免許を取得しているものが行う転用については、例外的に転用が可能となっております。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第3号の番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員からご報告をお願いします。</p>
16番	<p>畑になっていましたが、稲が植わっています。西側が水路が通っていますので排水の問題はないと思います。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>

会長代理	排水、上水の計画が図面通りしてあるとの事ですので、問題はないと思います。
議長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議長	ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	議案第3号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号3について、事務局より説明をお願いします。 (番号3を読みあげる)
事務局	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 建設業を営んでいる譲受人は現在、申請地から東に100mの位置に事務所や資材置場がございます。今回、自宅横の申請地に資材置場機能を移転する計画での転用申請となっています。 他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議長	議案第3号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当である私から報告をします。
議長	申請人は、4～5年前に申請地から100mのところにも事務所等を建ててありますが、自宅のそばの方が土地を売りたいとの事で、近いので今ある所を手放してでも購入したいとの事です。雨水関係もきちんとしてあるので問題はないと思います。
議長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	露天資材置場という事ですので、雨水だけが問題だと思いますが北の方に水路に流す予定になっていますので、問題はないと思います。
議長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議長	ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	議案第3号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>(番号4を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、集合住宅3棟20戸を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。 建物としましては、集合住宅、建築面積245.23㎡と264.1㎡と122.61㎡を各1棟建設する計画となっています。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第3号の番号4について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
18番	<p>下水も上水も前の道路にあるので、問題はないと思います。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>問題はないと思います。</p>
議長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第3号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号 令和元年度秋季農作業協定標準賃金について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書11ページをお開きください。 議案第4号 令和元年度秋季農作業協定標準賃金について 理由 令和元年8月20日 開催の福岡県農業会議 秋季農作業賃金改定協議において令和元年秋季農作業賃金が改定されたので承認を求める。 筑前町 秋季農作業協定 標準賃金表 作業名 コンバイン 稲 10アール当たり 16,400円 運搬・カッターを含む、倒伏状態により 増 同じく バインダー 稲 10アール当たり 7,800円 倒伏状態により 増 同じく 稲 脱穀作業 10アール当たり 8,600円 同じく 稲刈りから乾燥調整 10アール当たり 26,000円 同じく もみ乾燥 コンバイン袋 1袋 400円 同じく トラクターによる耕起 10アール当たり 7,500円 大豆後 5,200円 同じく 一般農作業 1日8時間 賄いなしで6,728円 同じく 果樹作業 1日8時間 賄いなしで6,728円 同じく 麦 機械まき 10アール当たり 種子 肥料は別で 9,100円 同じく 大豆コンバイン収穫 10アール当たり 10,000円 同じく 土壌改良剤散布作業 10アール当たり 改良剤別で 1,500円 同じく 乗用防除機 農薬別で2,000円</p>

	<p>同じく 弾丸暗渠排水 10アール当たり 3,500円から6,000円 深さ30cm前後 幅2~4m</p> <p>同じく 機械あぜ塗り 1メートルあたり 50円から100円 条件による以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第4号 令和元年度秋季農作業協定標準賃金について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第4号に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第4号は全員賛成にて可決をいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。</p>
会長代理	<p>これもちまして、第6回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
	<p>16:50 終了</p>